

友愛会の皆様

2026年4月吉日

株式会社ナカノフドー建設
国内建設事業本部 事業推進部

建設業法改正等を踏まえた当社の取り組みについて（お知らせ）

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より当社の建設事業の推進に当たり、多大なるご理解とご協力を賜わっておりますこと、重ねて御礼申し上げます

さて、現在の建設業界におきましては、建設技能者の高齢化や人手不足の深刻化、さらには賃金・労務費の上昇等を背景として、事業環境が大きな転換期を迎えております。このような状況を受け、国においては改正建設業法の施行ならびに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が示され、適正な労務費を確保し、それを技能者の賃金として確実に行き渡らせることが、業界全体の責務として位置づけられております。

これらの背景及び法令・指針の趣旨を踏まえ、当社では協力会社の皆様と共に、持続可能な建設業を実現していくことを目的として、下記の通り新たな取り組みを実施することを決定致しましたので、正式にご通知申し上げます。

敬具

記

1. 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度への取り組みについて

当社は「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」への参加を決定し、以下の通り取り組みを開始致します。

・宣言日：2026年 4月24日（申し込み完了済み）

・取組開始日：2026年 7月 1日

※4月24日から7月1日までは、当社および協力会社の皆様を含めた準備期間と位置付けております。

本制度における重要な取り組みのひとつとして、見積書における内訳の明確化が求められています。今後は建設業法の趣旨に基づき、下記項目を区分して記載した見積書のご提出をお願いすることとなります。

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費（事業主負担分）
- ・安全衛生経費
- ・建退共掛金

これらは建設技能者の適切な処遇及び安全な施工を確保するために通常必要と認められる原価であり、特定の費目に過度なしわ寄せが生じることを防ぐことを目的としております。サプライチェーン全体で適正な労務費を確保することが可能するため、本制度の趣旨につきましてご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

2. コミットメント条項の導入について

適正な労務費・賃金の支払いを契約面からも明確にするため、弊社では工事請負契約において、コミットメント条項を導入することと致しました。

これは

- ・適正な賃金を雇用する建設技能者に支払う
- ・適正な労務費を下請け事業者へ支払う

ことを、元請けとして発注者に約するものです。

3. パートナーシップ構築宣言への経営者トップメッセージの反映について

当社では「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、労務費の転嫁に関する取組方針を経営トップのメッセージとしてパートナーシップ構築宣言に反映致します。

これにより、経営トップがその重要性を認識し、取引の実態に即した適切な対応を行うことを経営の責任として明確に示してまいります。

最後に今回の取り組みは、単なる法令対応に留まらず、建設技能者の処遇改善を通じた担い手の確保、並びに協力会社の皆様と長期的かつ安定的なパートナーシップを気付いていくために重要な施策であると考えております。

特に見積書内訳の明確化につきましては、従来の商慣行からの変更となる点も多く、ご負担をお掛けする点多々あるかと存じますが、本制度の実効性確保には協力会社の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

何卒、本通知の趣旨をご理解賜わり、引続き当社事業へのご支援・ご協力を賜われますよう、謹んでお願い申し上げます。